

相模原都市計画区域の変更（神奈川県指定）

都市計画区域を次のように変更する。

名 称	都市計画区域に含まれる土地の区域	面 積	備 考
相模原都市計画区域	相模原市緑区相原、相原一丁目、相原二丁目、相原三丁目、相原四丁目、相原五丁目、相原六丁目、大島、大山町、小倉、上九沢、川尻、久保沢一丁目、久保沢二丁目、久保沢三丁目、下九沢、城山一丁目、城山二丁目、城山三丁目、城山四丁目、田名、谷ヶ原一丁目、谷ヶ原二丁目、中沢、西橋本一丁目、西橋本二丁目、西橋本三丁目、西橋本四丁目、西橋本五丁目、二本松一丁目、二本松二丁目、二本松三丁目、二本松四丁目、橋本、橋本一丁目、橋本二丁目、橋本三丁目、橋本四丁目、橋本五丁目、橋本六丁目、橋本七丁目、橋本八丁目、橋本台一丁目、橋本台二丁目、橋本台三丁目、橋本台四丁目、葉山島、原宿一丁目、原宿二丁目、原宿三丁目、原宿四丁目、原宿五丁目、原宿南一丁目、原宿南二丁目、原宿南三丁目、東橋本一丁目、東橋本二丁目、東橋本三丁目、東橋本四丁目、広田、町屋一丁目、町屋二丁目、町屋三丁目、町屋四丁目、向原一丁目、向原二丁目、向原三丁目、向原四丁目、元橋本町、若葉台一丁目、若葉台二丁目、若葉台三丁目、若葉台四丁目、若葉台五丁目、若葉台六丁目、若葉台七丁目、中央区相生一丁目、相生二丁目、相生三丁目、相生四丁目、青葉一丁目、青葉二丁目、青葉三丁目、大野台三丁目、小山、小山一丁目、小山二丁目、小山三丁目、小山四丁目、鹿沼台一丁目、鹿沼台二丁目、上溝、上溝一丁目、上溝二丁目、上溝三丁目、上溝四丁目、上溝五丁目、上溝六丁目、上溝七丁目、上矢部、上矢部一丁目、上矢部二丁目、上矢部三丁目、上矢部四丁目、上矢部五丁目、共和一丁目、共和二丁目、共和三丁目、共和四丁目、向陽町、小町通一丁目、小町通二丁目、相模原一丁目、相模原二丁目、相模原三丁目、相模原四丁目、相模原五丁目、相模原六丁目、相模原七丁目、相模原八丁目、下九沢、水郷田名一丁目、水郷田名二丁目、水郷田名三丁目、水郷田名四丁目、すすきの町、清新一丁目、清新二丁目、清新三丁目、清新四丁目、清新五丁目、清新六丁目、清新七丁目、清新八丁目、清兵衛新田、	約11,027ha	

	<p>高根一丁目、高根二丁目、高根三丁目、田名、田名塩田一丁目、田名塩田二丁目、田名塩田三丁目、田名塩田四丁目、中央一丁目、中央二丁目、中央三丁目、中央四丁目、中央五丁目、中央六丁目、千代田一丁目、千代田二丁目、千代田三丁目、千代田四丁目、千代田五丁目、千代田六丁目、千代田七丁目、並木一丁目、並木二丁目、並木三丁目、並木四丁目、東淵野辺一丁目、東淵野辺二丁目、東淵野辺三丁目、東淵野辺四丁目、東淵野辺五丁目、光が丘一丁目、光が丘二丁目、光が丘三丁目、氷川町、富士見一丁目、富士見二丁目、富士見三丁目、富士見四丁目、富士見五丁目、富士見六丁目、淵野辺、淵野辺一丁目、淵野辺二丁目、淵野辺三丁目、淵野辺四丁目、淵野辺五丁目、淵野辺本町一丁目、淵野辺本町二丁目、淵野辺本町三丁目、淵野辺本町四丁目、淵野辺本町五丁目、星が丘一丁目、星が丘二丁目、星が丘三丁目、星が丘四丁目、松が丘一丁目、松が丘二丁目、緑が丘一丁目、緑が丘二丁目、南橋本一丁目、南橋本二丁目、南橋本三丁目、南橋本四丁目、宮下一丁目、宮下二丁目、宮下三丁目、宮下本町一丁目、宮下本町二丁目、宮下本町三丁目、弥栄一丁目、弥栄二丁目、弥栄三丁目、矢部一丁目、矢部二丁目、矢部三丁目、矢部四丁目、矢部新町、矢部新田、陽光台一丁目、陽光台二丁目、陽光台三丁目、陽光台四丁目、陽光台五丁目、陽光台六丁目、陽光台七丁目、横山一丁目、横山二丁目、横山三丁目、横山四丁目、横山五丁目、横山六丁目、横山台一丁目、横山台二丁目、由野台一丁目、由野台二丁目、由野台三丁目、南区旭町、麻溝台、麻溝台一丁目、麻溝台二丁目、麻溝台三丁目、麻溝台四丁目、麻溝台五丁目、麻溝台六丁目、麻溝台七丁目、麻溝台八丁目、新磯野、新磯野一丁目、新磯野二丁目、新磯野三丁目、新磯野四丁目、新磯野五丁目、磯部、鵜野森、鵜野森一丁目、鵜野森二丁目、鵜野森三丁目、大沼、大野台一丁目、大野台二丁目、大野台三丁目、大野台四丁目、大野台五丁目、大野台六丁目、大野台七丁目、大野台八丁目、上鶴間、上鶴間一丁目、上鶴間二丁目、上鶴間三丁目、上鶴間四丁目、上鶴間五丁目、上鶴間六丁目、上鶴間七丁目、上鶴間八丁目、上鶴間本町一丁目、上鶴間本町二丁目、上鶴間本町三丁目、上鶴間本町四丁目、上鶴間本町五丁目、上鶴間本町六丁目、上鶴間本町七丁目、上鶴間本町八丁目、上鶴間本町九丁目、北里一丁目、北里二丁目、古淵、古淵一丁目、古淵二丁目、</p>		
--	---	--	--

	<p>古淵三丁目、古淵四丁目、古淵五丁目、古淵六丁目、栄町、相模大野一丁目、相模大野二丁目、相模大野三丁目、相模大野四丁目、相模大野五丁目、相模大野六丁目、相模大野七丁目、相模大野八丁目、相模大野九丁目、相模台一丁目、相模台二丁目、相模台三丁目、相模台四丁目、相模台五丁目、相模台六丁目、相模台七丁目、相模台団地、桜台、下溝、新戸、相南一丁目、相南二丁目、相南三丁目、相南四丁目、相武台一丁目、相武台二丁目、相武台三丁目、相武台団地一丁目、相武台団地二丁目、当麻、西大沼一丁目、西大沼二丁目、西大沼三丁目、西大沼四丁目、西大沼五丁目、東大沼一丁目、東大沼二丁目、東大沼三丁目、東大沼四丁目、東林間一丁目、東林間二丁目、東林間三丁目、東林間四丁目、東林間五丁目、東林間六丁目、東林間七丁目、東林間八丁目、双葉一丁目、双葉二丁目、文京一丁目、文京二丁目、松が枝町、御園一丁目、御園二丁目、御園三丁目、御園四丁目、御園五丁目、南台一丁目、南台二丁目、南台三丁目、南台四丁目、南台五丁目、南台六丁目、豊町、若松一丁目、若松二丁目、若松三丁目、若松四丁目、若松五丁目及び若松六丁目地内</p>		
--	---	--	--

理 由

二級河川境川の改修に伴う行政境界の変更により、都市計画区域を変更するものである。